

日光市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

日光市農業委員会

平成31年3月11日制定

令和4年2月18日改正

令和5年3月20日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

日光市は、栃木県の北西部に位置し、北は福島県、西は群馬県に接し、面積1,449.83平方km、県土の4分の1を占めている。そのうち森林面積が87%を占め、豊かな自然環境の源となる一方で、可住地および農地面積の比率は低いものとなっている。

地形的には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されている。南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地がある。

日光市の農業を取り巻く環境は、都心から比較的近い農産物供給地としての役割に加え、国際観光都市としてグリーンツーリズムなどの農業と観光との異業種交流が展開されている。一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生・増加など、非常に厳しい状況となっており、持続可能な力強い産業としての農業の確立が急務となっている。

そのような中、日光市農業委員会においては、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

このため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、日光市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する日光市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
(平成31年1月) 現 状	5,673ha	61ha	1.08%
(令和4年1月) 【当初目標】	5,651ha	51ha	0.90%
現 状	5,659ha	70ha	1.24%
(令和11年1月) 目 標	5,340ha	36ha	0.67%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールについても利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施し農地の適正化に努める。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを図る。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに対応を図り、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
(平成31年1月) 現 状	5, 6 7 3 ha	2, 2 4 6 ha	3 9. 5 9%
(令和4年1月) 【当初目標】	5, 6 5 1 ha	2, 2 6 0 ha	4 0. 0 0%
現 状	5, 6 5 9 ha	2, 2 3 8 ha	3 9. 5 5%
(令和11年1月) 目 標	5, 3 4 0 ha	2, 3 8 1 ha	4 4. 6 0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力をする。

② 農地中間管理機構等との連携について

農地中間管理事業については、農地中間管理機構から委託を受け、市農業公社で相談を受けていることから、相互に情報交換するなど市農業公社と連携し、農業委員会が把握した利用意向調査等の結果を踏まえ、農地中間管理機構に貸付けを進めて農地の利用集積を行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市農業公社が行う農地貸借支援事業による利用権設定もあることを考慮し、担い手の意向に基づく農地の集約化のため、より適切な方法での集積・集約化を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者
(平成31年1月) 現 状	7人/年
(令和4年1月) 【当初目標】 現 状	17人/年 9人/年
(令和11年1月) 目 標	10人/年

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構や関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、適切な対応を図っていく。

② 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域については、円滑な地域営農の向上への対応を図り、新規就農等を促進する。

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

日光市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、日光市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力